

「学園法の施行状況等の検討に向けた国内外大学・研究機関等に対する評価の在り方等に関する調査」（平成30年度内閣府委託調査）

<目的>

- 学園法（附則第14条）に基づくOISTの見直し（以下、「10年後見直し」という。）を行うに当たっては、OISTの運営実態等に関する総合的な評価が求められるところであり、どのような基準において評価をするのか（論点整理）及びそれら論点に基づいてどのような視点で評価をするのか（評価視点整理）といった点についての整理・分析が必要である。また、どのような国内外の大学・研究機関をベンチマークとするのかについても今後の検討が必要である。
- 本調査では、10年後見直しに向け、内閣府に設置される有識者会議（以下、「検討会」という。）の助言を得ながら、評価に係る基礎情報を収集することを目的とする。

<調査項目及び内容>

• 公開情報調査

下記調査対象に関し、公開情報調査（論文・調査研究報告書、インターネット情報等の収集）を実施し、10年後見直しに向けた論点整理・評価視点整理等に資する情報を収集・整理する。なお、調査の際は下記の主な調査観点を踏まえるとともに、必要に応じ電話やメール等によるヒアリングを行うこと。

【調査対象】

- ①国内外の個別の大学、研究機関等の研究活動、機関運営等の評価活動に係る事例調査（大学の認証評価、国立研究開発法人の評価等）
- ②公的機関の助成金等による研究開発プロジェクトの評価活動に係る事例調査（WPI等）
- ③各種大学研究機関ランキングにおける評価活動に係る事例調査（THES、The Nature Index等）

【主な調査観点（例示）】

- ①大学、研究機関等の研究開発活動や組織運営に対する評価
- ②大学、研究機関等の地方創生、地域振興活動に対する評価
- ③評価の指標
- ④指標に係る数値（例：外部資金の獲得額等）

• 検討会の活用

検討会と連携をはかり、その知見を活用するため、検討会において調査報告を実施し助言を得ること。

• 結果のとりまとめ

公開情報調査及び検討会の活用より、10年後見直しに向けた大学等の評価の論点整理・評価視点整理等を明らかにしつつ、報告書に取りまとめる。なお、各調査項目の検討や調査のとりまとめ等に当たっては、検討会の構成員1名をアドバイザーとし活用すること。